

標 題：

78 SOLAS PROTOCOLの  
パナマ籍船舶への適用

# NK テクニカル インフォメーション

No. 3

昭和57年8月24日

関係船主，造船所 各位

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

1974年海上人命安全条約の1978年議定書(78 SOLAS PROTOCOL)はすでに昨年発効しておりますが，このほどパナマ政府は同議定書を批准しましたので本年10月14日以降は，パナマ籍船舶は78 SOLAS PROTOCOLの適用を受けることになります。

パナマ政府は同議定書による年次検査として毎年の強制検査(Mandatory Annual Survey)方式を採用する予定とのことです。従つてこの議定書により次の検査が貨物船安全構造証書(SAFCON証書)及び貨物船安全設備証書(SAFEQ証書)の更新検査に追加して要求されます。

1. 毎年の強制検査(MAS)

すべての船舶は，SAFCON及びSAFEQ証書の毎年の発行日の前後3ヶ月以内にMASを受けることが要求されます。これは1966年国際満載喫水線条約で要求される年次検査と同じ方法です。SAFCONに対するMASとSAFEQに対するMASとは別々に受検することが出来ます。

2. 中間検査(IS)

船令10年以上の全てのタンカーは証書の有効期間内に少くとも1度は，SAFCON及びSAFEQ証書に関連する中間検査(IS)を受けなくてはなりません。このISには，船底検査と貨物タンクの内部検査が含まれます。

もし，証書の有効期間内に1回のISを受検する場合は，そのISはSAFCON証書の有効期間の中間日の前後6ヶ月以内(SAFEQ証書の場合は3ヶ月以内)に受検する必要があります。

78 SOLAS PROTOCOLはさらに，5年で発行されているSAFCON証書の有効期間を延期することを禁止しています。これにより，SAFCON証書の更新検査は最初の検査又は前回の更新検査から5年以内に必ず受検することが要求されます。

議定書には，就航中の船舶を含めた特定のタンカーに適用される操舵装置及びイナータガス装置の要件が含まれており，就航中のタンカーの場合は規則に適合する為には大巾な改造が通常必要となります。

議定書ではさらに，10,000総トン以上の全ての船舶には2台のレーダーの設置が要求され1982年10月14日以降はこの要件に適合しない限りこのようなパナマ船には貨物船安全無限証書が発行されません。

敬 具